

社会福祉法人青森県社会福祉協議会
令和8年度介護員養成研修受講費補助事業実施要領

(補助対象研修名：介護職員初任者研修・生活援助従事者研修)

1 目的

この要領は、青森県が定めた「青森県福祉・介護人材確保対策事業実施要綱」（令和2年4月1日施行）第3の1の(2)のウに掲げる介護員養成研修受講費補助の事業を実施するために必要な事項を定める。

2 内容

質の高い福祉・介護人材の確保・養成のため、青森県福祉人材センター、弘前福祉人材バンクまたは八戸福祉人材バンク（以下「センター等」という。）並びに県内のハローワーク（以下ハローワークという。）の紹介等を受けながら、介護員養成研修（以下「研修」という。）の修了を目指す者等に対し、研修受講費（研修受講料や必ず購入しなければならない教材費等。）（以下「受講費」という。）を補助するものである。

3 対象者

補助金を交付する対象者は、青森県内に現住所を有し、次のいずれかに該当する者とする。

- ① センター等並びにハローワークの福祉・介護の就労斡旋を受けながら、研修の修了を目指す者（以下「受講者」という。）
- ② 県内で福祉・介護の仕事に就労している受講者
- ③ 就労斡旋を受けられない学生が、センター等が取り扱う福祉施設の職場体験を受講し、県内で福祉・介護の就労を目指す受講者
- ④ 青森県内の私立高等学校（学校法人が設置する高等学校）に在籍する生徒が対象で、イ～ニのいずれかに該当し、福祉・介護の就労・進学を目指す受講者
 - イ. センター等並びにハローワークの就労斡旋を受けた者
 - ロ. センター等が取り扱う高校生対象福祉施設体験講習会に参加した者
 - ハ. センター等が取り扱う福祉施設職場体験事業を受講した者
 - ニ. センター等が取り扱う福祉の仕事あれこれ出前講座を受講した者

4 補助額

当該年度の受講費として要する研修実施機関への支払額とし、上限は一人あたり80,000円とする。

ただし、他の機関または団体から、同様の補助または助成を受けた金額は除く。

5 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 申請方法

補助金の交付を受けようとする者は、「介護員養成研修受講費補助申請書」（様式1）（以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、関係書類を添付して、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）会長に提出するものとする。
ただし、補助金の申請は一人あたり1回限りとする。

7 交付決定等

- (1) 県社協会長は、提出を受けた申請書を審査し適当と認めるときは「介護員養成研修受講費補助交付決定通知書」（様式2）により通知する。また、適当でないと認めるとき、もしくは対象者の要件を満たさなくなったときは「介護員養成研修受講費補助不交付決定通知書」（様式3）により通知する。
- (2) 補助交付決定通知後に、補助交付決定額が変更になった場合には、「介護員養成研修受講費補助変更申請書」（様式7）を提出するものとする。
- (3) 県社協会長は、提出を受けた変更申請書を再度審査し、適当と認めるときは「介護員養成研修受講費補助変更交付決定通知書」（様式8）により通知する。また、適当でないと認めるときは「介護員養成研修受講費補助変更不交付決定通知書」（様式9）により通知する。

8 研修修了報告

研修を修了した者は、速やかに「介護員養成研修受講費補助報告書」（様式4）（以下「報告書」という。）に必要事項を記載し、研修修了証の写しを添付のうえ、請求書（様式5-（1）または5-（2））と併せて県社協会長に提出するものとする。

9 請求方法

請求は「令和9年3月15日」までに、受講者または研修実施機関が次のいずれかの方法で書類の提出を行う。

- (1) 受講者が請求する場合は、研修修了後に「介護員養成研修受講費補助請求書」（様式5-（1））に必要事項を記載し関係書類を添付して県社協会長に提出する。
- (2) 研修実施機関が請求する場合は、第3の④で定める生徒を対象とし、研修修了後に「介護員養成研修受講費補助請求書」（様式5-（2））に必要事項を記載し、生徒が提出する「介護員養成研修受講費補助請求同意書」（様式6）を添付して県社協会長に提出する。

10 交付方法

県社協会長は、上記第8及び第9で定める書類の提出があったときは、その記載内容と関係書類を確認し、請求者が指定する金融機関の口座に請求額を振込により交付する。なお、特段の理由も無く、期限を過ぎても請求が無い場合は、補助金は交付しないものとする。

1 1 補助金の返還

県社協会長は、申請、請求または交付において、虚偽または不正が判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、申請そのものを無効とする。また、交付した補助金の全額を返還させることができる。

1 2 その他

この要領に規定するもののほか、必要な事項は、県社協会長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。